

## 「金融商品の販売等に関する法律」に基づく勧誘方針

当社は「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、適正な金融商品の販売・勧誘の確保を図るため、金融商品の販売等に関する勧誘方針を次のとおり定めましたのでお知らせいたします。

1. 商品の販売にあたっては、保険業法、金融商品の販売等に関する法律その他の関係法令・諸規則を遵守し、適正な販売に努めてまいります。
2. 保険仲立人に課されたベスト・アドバイス義務を遵守し、適切な商品をお勧めします。また、保険マーケットに関する豊富な知識、情報に基づいてお客様のリスクを適切に評価するとともに、お客様のニーズに合致する商品をできるだけ有利な条件でご提供することに努めてまいります。
3. 商品の販売にあたっては、お客様の商品に関する知識、経験、財産の状況および契約を締結する目的を総合的に勘案し、商品内容を十分にご理解頂いた上でご意向と実情に沿った商品をご選択いただけるよう、商品内容を十分説明いたします。
4. 特に市場の動向等に大きく影響される商品については、お客様の判断と責任において商品の選択・購入を行って頂けるよう、適切な情報提供を行います。
5. 商品の販売にあたっては、お客様の立場に立ち、お客様の不都合とならないよう、勧誘の時間、場所、方法等について十分配慮いたします。
6. 誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対して事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
7. お客様の商品に対するご意見、ご要望をお聞きし、よりニーズに合致した商品のご提供ができるよう努めてまいります。
8. 金融商品の販売等に係る勧誘について、ご意見やお気づきの点がございましたら、弊社窓口(03-6730-3530)までお問合せ下さい

2011年9月

JLT ジャパン株式会社

代表取締役社長 亀田 喜三夫